

税理士法人あかり会計

〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル6階

TEL 011-330-7711(代表) FAX 011-330-7722

いつもお世話になっております。

秋も深まり、冷え込んで参りました。

お風邪など召されませぬようご自愛ください。

さて、年末調整が近づいておりますが、税制改正により従業員から提出いただく申告書が、従来の2つから3つになり、記載内容も変更されております。

ご不明な点などございましたらお気軽にご連絡お待ちしております。



～インフォメーション～

あかり会計ホームページをリニューアルしました！

下記HPアドレスにて耳より情報を掲載していきますので、是非ともアクセスして下さい。

<http://akari4.com/>



～11月の税務カレンダー～

11/12

10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11/15

所得税の予定納税額の減額申請

11/30

9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

3月決算法人の中間申告(半期分)<法人税・消費税・法人事業税・法人住民税>

所得税の予定納税額の納付(第2期分)

個人事業税の納付(第2期分)



～トピックス～

ふるさと納税の駆け込み寄付急増

ふるさと納税について総務省は9月、豪華返礼品を税優遇の対象から外すよう制度を見直すことを決定しました。決定を受けて、すでに一部の自治体では返礼品の見直しに動いていることから、寄付を受け付けるポータルサイトには豪華返礼品を求める「駆け込み」アクセスが急増しています。

9月1日時点での全国の返礼品の状況を取りまとめた調査結果が出たことを受け、野田聖子総務大臣は11日の会見で「大変残念ながら、要請を行うだけでは自発的な（豪華返礼品の）見直しが期待できない」と現状を説明しました。その上で「ふるさと納税はショッピングではない」と述べ、「過度な返礼品は制度の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討することにした」と語っています。今後、省内で見直し案を取りまとめ、与党税制調査会を経て年末にまとめる2019年度税制改正大綱に盛り込むことを目指します。

総務省は今年7月に、豪華返礼品が目にとり余るとして大阪府泉佐野市など12自治体の名前を公表しました。しかし今回まとめた調査結果によれば、9月1日時点で返礼割合3割を超える自治体は246団体ありました。16年度の1156団体からは減り続けているものの、いまだ全体の14%の自治体が総務省の要請を無視していることとなります。

総務省は、あるべき返礼品の形として、寄付金額の3割以下の価値、換金性の高い商品券や宝飾品ではない、地場産品に限る——という条件を提示していて、これらを満たさない返礼品は今後、寄付金額から2千円を引いた全額が住民税などから控除される税優遇の対象とならない可能性があると考えられます。

制度見直しが公表されて以降、寄付を受け付けるポータルサイトのアクセスは急増中です。一部報道によれば、野田氏が会見を行った日の午後には前日比2倍のアクセスが殺到し、一時サイトがつながりにくくなるなどの不具合が生じました。特に3倍を超えるアクセスが集中したのは、総務省が「けしからん」として公表した12自治体のページだったそうです。なお、9月1日時点で返礼割合3割を超える246自治体の名前は、総務省のホームページに掲載された調査結果で一覧できます。

< 情報提供：エヌピー通信社 >